

マイナンバー利用事務における
マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン
【第2.0版】

令和6年5月22日
デジタル庁

目次

1 本ガイドラインについて	3
2 マイナンバー登録事務	3
2-1 総論	3
2-2 申請時のマイナンバー取得の原則化	4
2-3 本人確認の手段	4
2-4 住基ネット照会	5
2-5 住基ネット照会において複数の者が該当した際の本人を特定する方法	5
3 通常業務における定期的なマイナンバーの確認の徹底	5
3-1 取組の必要性	6
3-2 本人の状況を確認する機会のある事務での確認	6
3-2-1 概要	6
3-2-2 手順	6
3-3 本人の状況を確認する機会のない事務での確認	6
3-3-1 概要	6
3-3-2 手順	7
3-3-3 確認作業の期限	11
3-3-4 特定個人情報保護評価	11
4 紐付け誤りが確認された際の対応	12
4-1 紐付け誤りの修正	12
4-2 紐付け誤り事案の報告	12
5 マイナンバー登録事務における実施体制	13
6 副本登録	13
7 安全管理措置	13
8 改定	14

1 本ガイドラインについて

マイナンバー制度は、国民の利便性向上と行政の効率化を進め、より公平・公正な社会を実現するためのデジタル社会の基盤である。

行政機関等の間で情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行うことで、児童手当の申請などの手続で住民票の写しや課税証明書等の添付書類が省略可能となり、国民の皆様が各種書類の取得のために市区町村等の窓口へ出向くことや、取得した書類を行政機関等へ提出するといった負担が軽減されている。

今般、マイナンバーカードの普及が急速に進み、マイナポータルなどカードの活用機会が広がった一方、複数の制度において、制度側で管理する制度固有の番号とマイナンバーの間に紐付け誤りがあったことが明らかになった。

マイナンバー制度が、デジタル社会の基盤として有効に機能するためには、マイナンバーがそれぞれの事務で正しく本人情報に紐付けられていることが必要である。各制度において取り扱う本人情報が誤って他人のマイナンバーに紐付けられている場合、各制度の事務に支障が生じるのみならず、マイナポータルで本人情報を確認しようとする際、各制度に関する本人情報ではなく、他人の情報が閲覧可能となり、情報の漏えいにつながるおそれがある。新規の登録や変更など、制度が持つ情報は常に変化し続けるものであることから、紐付け誤りが発生しないよう、再発防止の仕組み作りを行う必要がある。

このため、今般のマイナンバーの紐付け誤り事案やマイナンバーの紐付けに係る実態把握の調査結果等を踏まえ、マイナンバーと本人情報を正しく紐付ける際の方法などを示した、マイナンバー利用事務においてマイナンバーと基本4情報（氏名・生年月日・性別・住所をいう。以下同じ。）等を紐付ける登録事務（以下「マイナンバー登録事務」という。）に係る横断的なガイドラインを策定することとした。

なお、本ガイドラインは、マイナンバー登録事務の一般的な在り方を示した指針¹である。

2 マイナンバー登録事務

2-1 総論

マイナンバー登録事務を行う機関（以下「紐付け実施機関」という。）は、行政運営の効率化・手続の簡素化による負担軽減等を目的とした、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）等の法令の規定に則った対応を行う必要がある。

また、基本的に、添付書類の提出等を省略できる手続は、全て情報連携を活用して事務処理を行うことから、情報連携において、情報提供者はその保有する特定個人情報情報を情報照会者に提供する²ため、あらかじめ中間サーバ等に共通指針³に準拠した情報を当該特定個人情報データの副本データベースとして登録するためにも、マイナンバーと本人情報を紐付けておく必要がある。

¹ 個別のマイナンバー登録事務における実務の内容を踏まえ、各制度所管省庁が必要と判断されるものについては、必要に応じて、各制度所管省庁より、実務に即したガイドラインや留意事項が作成されるので、そちらをご留意いただきたい。

² 情報提供者又は条例事務関係情報提供者はマイナンバー法第19条第8号又は同条第9号の規定により、特定個人情報情報の提供を求められた場合において、所要の通知を受けたときは、政令で定めるところにより情報照会者又は条例事務関係情報照会者に対し、当該特定個人情報情報を提供しなければならない。

³ 情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取扱いに係る共通指針【第4.11版】（デジタルPMOに掲載）

2-2 申請時のマイナンバー取得の原則化

マイナンバー登録事務においては、各制度の申請（申請行為を前提としない事務であって、マイナンバーの取得を行うものを含む。以下同じ。）時に申請者本人からマイナンバーの提供がない場合、紐付け実施機関側で自ら申請者のマイナンバーを取得することとなり、その際の手作業によって、紐付け誤りが発生し得る。特に、同一の氏名・生年月日・性別を有する個人は少なからず存在し、今般も、紐付け実施機関において、基本4情報による照合が確実に行われなかったために、誤ったマイナンバーの紐付けが行われてしまった。

このため、各制度所管省庁において、各制度の申請時には、申請者にマイナンバーの記載を求める旨を明確化するように、省令改正等を行った⁴⁵。これを踏まえ、紐付け実施機関においては、住基ネット照会又は住基システム照会によりマイナンバーを取得するのではなく、各制度の申請時には、紐付け実施機関から申請者にマイナンバーを記載するように明確に示すなど、本人や代理人から申請時にマイナンバーの提供を受け、その上で本人確認を行うことを原則とする。

2-3 本人確認の手段

本人や代理人からマイナンバーの提供を受ける者は、紐付け誤りやなりすましの防止のため、マイナンバー法第16条に基づき、次の本人確認を行うことが必要である。

- ① 提供されたマイナンバーの真正性の確認（マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写し等による確認）
- ② マイナンバーを提供する者の身元（本人）確認（提供した者はその本人に間違いのないか、マイナンバーカード、写真付身分証明書等による確認）

具体的な提出書類はデジタル庁作成「本人確認の措置」⁶⁷のとおりであり、対面・オンライン、本人・代理人⁸といった各パターンに応じて適切に本人確認を行うこと⁹。

なお、住所情報等を取り扱う場合には、DV・虐待等被害者の保護の観点から、本人等であるDV・虐待等被害者の個人情報である避難先の住所等が加害者等に特定されないよ

⁴ 条例に基づくマイナンバー利用事務については、申請時には、紐付け実施機関から申請者にマイナンバーの記載を求める旨を明確化する旨の条例改正等を行っていただくことが適当。

⁵ 申請時のマイナンバー取得の原則化によるデータ入力代行業務（申請書の情報を電子化する業務）の件数増加に伴い、当該業務を新たに委託する場合など、委託業者が初めて特定個人情報を取り扱うこととなる事務については、契約内容の見直し及び特定個人情報保護評価の再実施が必要となることに注意すること。

⁶ デジタル庁作成「本人確認の措置」【令和4年4月1日以後】

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/6765da21-5f81-4512-b11d-e310d05b2a58/20220401_policies_mynumber_explanation_faq_01.pdf

⁷ マイナンバーの紐付け誤りの要因として、申請書に記載されたマイナンバーが別人（家族）のものであったケースもあることを踏まえ、本人確認において、申請者本人と当該家族のマイナンバーが取り違えられていないか、十分に注意すること。

⁸ 申請書に、申請者本人のみでなく家族のマイナンバーを記載する場合についても、申請者のマイナンバーと申請者本人の情報の確認に加えて、人為的なミスをより低減させるため、当該家族のマイナンバーと当該家族の情報の確認を行うことも可能となっている。

⁹ 紐付け実施機関が、直接本人や代理人からではなく、事業主やマイナンバー登録事務に係る経由事務を実施する地方公共団体（以下「事業主等」という。）経由でマイナンバーの提供を受ける場合は、事業主等において上記の本人確認を行うこととなるため、紐付け実施機関から、事業主等に対して本人確認を適切に行うことを周知することが適当である。また、人為的なミスをより低減させるため、紐付け実施機関において、住基ネット照会を行い、事業主等経由で提出されたマイナンバーと基本4情報が合致するかを確認することも考えられる。

う、直接本人に確認するなど十分留意すること。

2-4 住基ネット照会

上記2-2のとおり、今後、各制度の申請時には、申請者にマイナンバーの記載等を求めることを原則とするが、本ガイドライン策定前に申請があったものや申請者がマイナンバーを記載しない場合、各紐付け実施機関が各申請者のマイナンバーを特定するために、住基ネット照会を行うことも考えられる。

その際、紐付け誤りを防止する観点から、マイナンバーを特定するための住基ネット照会は、基本4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報により行うよう、J-LISにおいて照会システムの改修を実施し、改修後の機能¹⁰を順次適用することとしている¹¹ため、各紐付け実施機関においてはその点について留意すること。

2-5 住基ネット照会において複数の者が該当した際の本人を特定する方法

制度上、紐付け実施機関が住所を含まない3情報以下しか保有していない場合は、引き続き、住所を含まない3情報以下で住基ネット照会を行うことにより、マイナンバーを取得することが可能だが、複数の者が該当した場合等には、適切に本人を特定することのできる妥当な方法によりマイナンバーを取得する必要がある。

なお、以下の①又は②に該当すれば、適切に本人を特定することのできる妥当な方法と認められると考えられる。

① 追加情報を確認し、本人を特定

【具体例】

- ・ 業務システム側で有している電話番号等を用いて、電話・郵送・訪問等の方法により確認し、本人を特定する（注）。
- ・ 改めて本人にマイナンバーの提供を求め、マイナンバーカード又は通知カード若しくはマイナンバーが記載された住民票の写しにより確認する。
- ・ 都道府県等の場合、申請を進達した市町村へ基本4情報等を照会し、本人を特定する。

注）DV・虐待等被害者の保護の観点から、本人等であるDV・虐待等被害者の個人情報である避難先の住所等が加害者等に特定されないよう、直接本人に確認するなど十分留意すること。

② 紐付け実施機関の保有する本人情報により確認し、本人を特定

【具体例】

- ・ カナ氏名・生年月日・性別の3情報を用いて住基ネット又は住基システムからマイナンバーを取得しているが、複数の者が該当した場合は、戸籍（附票）調査により判明した漢字氏名及び住所を検索結果と照合し、対象者を特定する。

3 通常業務における定期的なマイナンバーの確認の徹底

¹⁰ 制度上、基本4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報を保有しない対象者が存在する事務等に限る、現行の照会方法を維持する。

¹¹ 令和5年12月18日より、国の機関等や都道府県に順次適用。市町村については、令和6年度早期の適用を予定。

3-1 取組の必要性

マイナンバー情報総点検（以下「総点検」という。）では、マイナポータルで閲覧可能となっている全ての情報の紐付け実施機関に対してマイナンバーの紐付け方法に係る実態把握の調査を行い、マイナンバーの紐付けが適切な方法でないと判断された紐付け実施機関において、個別データの点検を行った。総点検終了後も、既存の紐付け誤りを可能な限りゼロにしていくことが重要であり、人為的なミスに対応する観点から、マイナポータルで閲覧可能な情報に係る事務において、通常業務における定期的なマイナンバーの確認の徹底を行うこととする。なお、各事務における本人の状況を確認する機会の有無により確認方法が異なるものであるが、マイナポータルで閲覧可能な情報に係る事務における本人の状況を確認する機会の有無については、別表を参照のこと。

3-2 本人の状況を確認する機会のある事務での確認

3-2-1 概要

2回目以降の申請の際に基本4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報とマイナンバーを取得している事務¹²について、業務システムに正しいマイナンバーが登録されているかを確認¹³¹⁴¹⁵する。

3-2-2 手順

各制度の更新時などの本人確認の際に、改めて本人からマイナンバーを取得し、2-2から2-5に沿って正しいと確認されたマイナンバーと業務システムに登録されているマイナンバーを比較する。正しいと確認されたマイナンバーと業務システムに登録されたマイナンバーが異なる場合は、住基ネット照会又は住基システム照会を行い¹⁶、正しいマイナンバーの確認¹⁷を行う。

3-3 本人の状況を確認する機会のない事務での確認

3-3-1 概要

マイナポータルで閲覧可能な情報に係る事務であって、本人の状況を確認する機会のな

¹² 本人の状況を確認する機会のある事務に関しては、マイナンバー法第16条に基づく番号確認及び本人確認であることから、マイナポータルで閲覧可能でない情報に係る事務においても、確認作業を行うものであること。

¹³ 「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」（「マイナンバー情報総点検本部（第2回）」（令和5年8月8日開催）資料1）では、「総点検終了後の今後の取組み」として「定期的かつ体系的に入力誤りを発見し、是正する取組みを行う」と記載しており、本確認作業がこの取組に該当する。

¹⁴ 登録されているデータについて、本人からマイナンバーと基本4情報を取得した上で、各業務システムへのデータ登録時に自動的に住基ネット照会を行うことにより、マイナンバーの正確性を確認する仕組みがある場合、本確認作業は不要である。

¹⁵ 各業務システムにおいてマイナンバーそのものを使用していない場合でも、住基システムや団体内統合宛名番号システム内でマイナンバーと紐付いている番号を各業務システムで使用している場合においても同様とする。

¹⁶ 2-2、2-3、2-4において住基ネット照会又は住基システム照会を行っている場合や申請者からマイナンバーカードの写しが提出されている場合には住基ネット照会は不要である。

¹⁷ 転出者等であっても転出先の実施機関（自治体）や本人からの申し出、死亡者については生存時の日付に遡及して事務処理を実施した際に紐付け誤りが発覚した場合など、必要に応じて、本確認作業をすること。

い事務¹⁸についても、特定個人情報の正確性の確保の一環として、各紐付け実施機関が下記3-3-2の確認作業を実施する。なお、本確認作業は過去に申請されたデータについて確認を行うものであるため、1回行うことでよいこととする。

本確認作業の対象となる事務のうち、住基システムと自動連携していない事務に係る登録データや、自動連携している場合においても住登外者に係る登録データを本確認作業の対象とする。なお、本確認作業の対象となるデータの期間は、マイナンバー法施行以降、遡及可能な範囲とする。

また、以下に該当するものについては、本確認作業を実施しないこととして差し支えないものとする。

- ・総点検において、個別データの点検対象となったもの
- ・確認実施時点において、登録データが存在しないもの
- ・過去に登録されているデータについてマイナンバーの確認作業を既に実施しており、紐付け誤りがないことが確認されたもの、又は判明した紐付け誤りを解消したもの
- ・転出者や死亡者、過去に制度利用していたが現在は制度利用していない者（副本登録がされておらず情報連携の対象となっていない者）など、データを登録している紐付け実施機関において本人の状況を確認する機会がない者に係るもの
- ・各業務システムへのデータ登録時に自動的に住基ネット照会を行うことなどにより、マイナンバーの正確性を確認しているもの

3-3-2 手順

一般的な確認作業手順として、以下の方法が考えられる。なお、以下で示す手順は、あくまでも基本形式であり、実際のデータの抽出方法や修正方法は、システムの連携方法等により異なる場合があるため、システムベンダーに相談した上で、適切な手法を各紐付け実施機関において適切に選択する必要があることに留意いただきたい。

また、業務システムを導入していない（紙台帳のみ、エクセル管理等）場合は、各々の制度・実務に応じて本確認作業を丁寧に行っていただきたい。

なお、今回の事務は既存の個人番号利用事務の一環として行うものであり、マイナンバー利用事務系のネットワークに接続された端末で実施すること¹⁹。また、いずれの方法を採用する場合においても、「7. 安全管理措置」に留意すること。

また、下記3-3-2Ⅱ）以降の住基ネット一括照会については、L G W A N環境上の「住基ネット業務担当者コーナー」で公開されている注釈の説明書等²⁰を参照すること。

I) 業務システムの確認用元ファイルの作成

イ) 業務システムから「マイナンバー+基本4情報²¹」が抽出できる場合

各業務システム等で管理している対象者の「マイナンバー+基本4情報」を抽出し、各業務システムの確認用元ファイル（CSVファイル等の一覧表）を作成する。

¹⁸ 更新申請等の機会がない事務や更新申請等の機会にマイナンバーの提供を受けない事務をいう。

¹⁹ ネットワークに接続されていないスタンドアロン端末で実施することは可能であるが、インターネットやL G W A Nに接続された端末では実施しないこと。

²⁰ 一括提供ファイルサンプル概要説明書（都道府県版、市町村版）

一括提供用ファイル作成ツール操作手順書（都道府県版、市町村版）

一括提供方式による本人確認情報の利用外部インタフェース仕様書（都道府県版、市町村版）

別冊 提供先コード・事務区分コード一覧

システム構築手引書運用保守手引書（情報提供編）、システム構築手引書操作手引書（情報提供編）

²¹ 性別を持たない事務においては氏名・生年月日・住所の場合もある。以下同じ。

ロ) イ) が不可能な場合

各業務システム等で管理している対象者の「団体内宛名番号（業務宛名番号）＋基本4情報」を抽出し、団体内統合宛名システム等から、「マイナンバー＋団体内宛名番号（業務宛名番号）」も抽出後、マージし、「マイナンバー＋基本4情報」の各業務システムの確認用元ファイル（CSVファイル等の一覧表）を作成する。

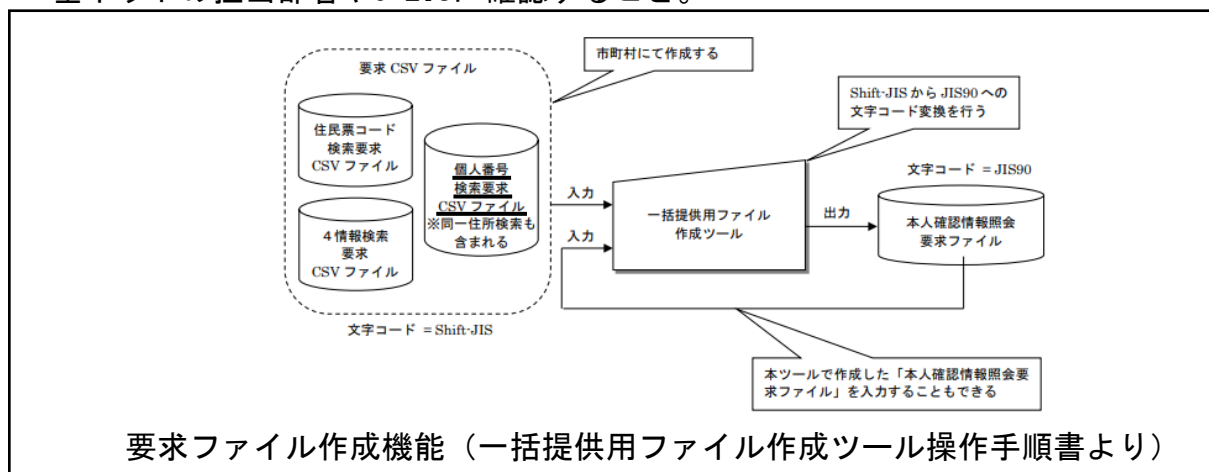
上記イ) 又はロ) のいずれの場合にせよ、システム標準の抽出機能ではマイナンバーの項目を出力できない場合が多いと思われる。その場合は、システムベンダーに対応を依頼されたい。その際、特定個人情報保護評価（以下「PIA」という。）については、下記3-3-4-2に留意いただきたい。

また、業務システム（又は団体内統合宛名システム）側で、住基ネット一括照会機能を保有している場合は、当該機能の範囲に応じて、下記3-3-2Ⅱ) からⅣ) を実施すること。

II) 住基ネット一括照会用ファイルの作成

1. 上記3-3-2Ⅰ) で作成したイ) 又はロ) のファイルを、「要求CSVファイル」のうち「個人番号検索要求CSVファイル」のレイアウトに加工する（文字コードをShift-JISで保存）。
2. 統合端末又はCSで一括提供用ファイル作成ツールを起動して、統合端末又はCSに取り込んだ「個人番号検索要求CSVファイル」（文字コード：Shift-JIS）を入力し、「本人確認情報照会要求ファイル」を出力する。

※要求ヘッダ情報、要求レコードに設定する情報は、「一括提供方式による本人確認情報の利用外部インタフェース仕様書（都道府県版、市町村版）」、「別冊 提供先コード・事務区分コード一覧」を参考にすること。具体的な設定については、住基ネットの担当部署やJ-LISに確認すること。



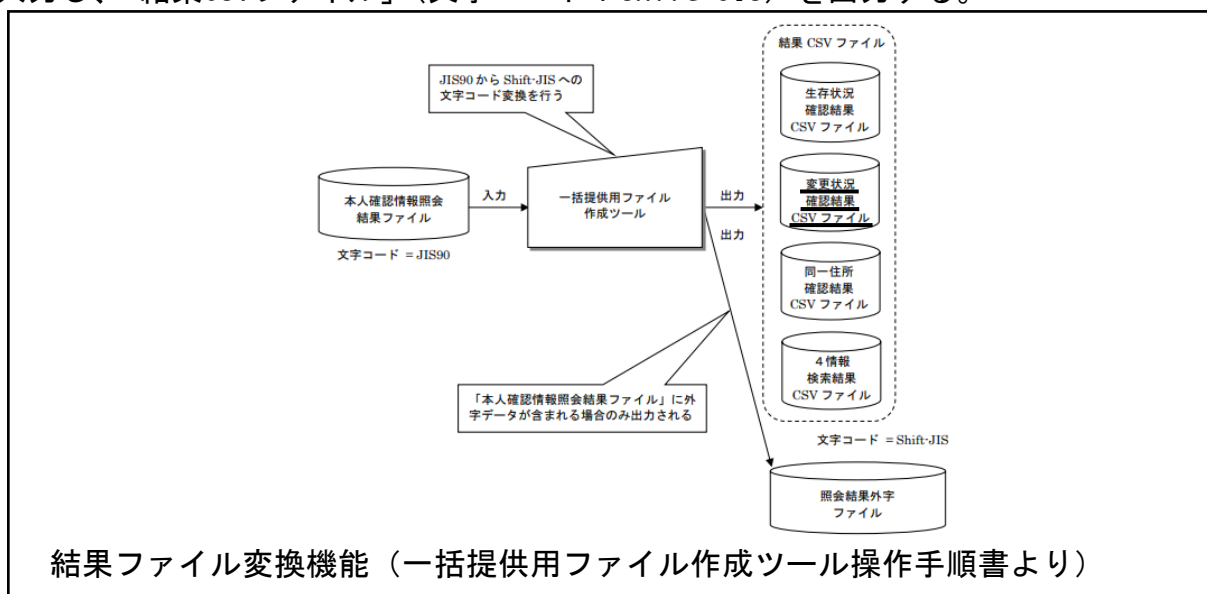
III) 住基ネット一括照会の実施

統合端末又はCSでファイル転送メニューを起動し、上記3-3-2Ⅱ) で出力した「本人確認情報照会要求ファイル」に対して送信処理を実行する。

統合端末又はCSでファイル転送メニューを起動し、受信処理を実行して、「本人確認情報照会結果ファイル」を取得する。

IV) 結果ファイルの変換

「本人確認情報照会結果ファイル」の内容を確認し、一部加工等したい場合は、上記Ⅲ)で取得した「本人確認情報照会結果ファイル」を、一括提供用ファイル作成ツールに入力し、「結果CSVファイル」(文字コード: Shift-JIS)を出力する。



V) 確認作業の手法

上記 3-3-2 I) 及びⅣ) で作成したファイル²²を用いて、確認作業を実施する。業務システム等の「マイナンバー+基本 4 情報」と住基ネットの「マイナンバー+基本 4 情報」を読み合わせ、ダブルチェック、目検等を行い、A) 確認不要（完全一致）、B) 要確認、C) 優先確認に分類する。分類に当たっては、B) 要確認、C) 優先確認に的を絞って確認できるよう、A) 確認不要（完全一致）のものを明らかにし、事前に排除することが望ましく、デジタル庁から確認作業の省力化のためのツールを必要な紐付け実施機関に提供する予定である。

なお、デジタル庁から提供するツールの利用の判断は各紐付け実施機関によるものとし、各紐付け実施機関において独自に開発したツール等の使用も認めるものとする。

また、市町村における確認作業は、基本的に該当者が少ない場合（住登外者等）も多く、読み合わせ、ダブルチェック、目検等による確認手法の方が効率的な場合も想定されるため、デジタル庁から提供するツールの利用を前提とすることなく、確認作業を要するデータごとに、適切な手法を各紐付け実施機関において選択いただきたい。

※目検等による確認手法を採用する場合は、作業結果について、各紐付け実施機関の個人情報の保護に関する取扱規程等に従い、複数人での確認や上長による最終確認等、人為的なミスに関する対策を適正に行うこと。

A) 確認不要（完全一致）

照合の結果、完全一致の場合は、その対象者については確認作業が完了。

なお、完全一致には、以下も含める。

²² 住基ネット一括照会機能がない場合は上記 3-3-2 I) からⅣ) の中で必要な作業を行う。

- ・住所の一致は、表記揺れ（町字の前方2文字一致²³かつ数字一致²⁴）を含む。
- ・漢字氏名の一致は、表記揺れ（外字を除いた文字が一致・読みが同一で字形の異なる文字を除いた漢字氏名が一致）を含む。
- ・カナ（又はかな。以下同じ。）氏名の一致は、表記揺れ（清音処理一致²⁵）を含む。

B) 要確認（入力ミス等による不一致の可能性あり）

「性別 and 生年月日 and カナ氏名」が一致し、かつ、「漢字氏名」が不一致
or 「住所（町字等）」が不一致
or 「漢字氏名 and 住所（町字等）」が不一致（市区町村までは一致）

C) 優先確認（別人への紐付けの可能性が高い）

「性別 or 生年月日 or カナ氏名」が不一致
or 「性別 and 生年月日 and カナ氏名」が一致し、かつ、住所（市区町村）が不一致

B)・C) の場合、以下の対応を検討（順番は各紐付け実施機関において検討）

- ・中間サーバにおいて自動応答不可設定を行う。
- ・本人確認書類に記載の情報を確認。不明な場合は、本人等に確認（注1）。
- ・また、必要に応じ中間サーバ・業務システムのデータの修正の着手、削除、再登録、自動応答不可設定の解除（注2）。
- ・また、照合不一致データについて、本人確認を行おうとしたものの、本人と連絡が取れない場合など、地方自治体において、登録されたマイナンバーが本人のものであるか確認不能と判断されたものについては、中間サーバのデータの削除及び業務システムに登録されたマイナンバーの削除などを行うことにより、紐付けの正確性を図ることとする。

注1）本人等への確認方法としては、業務システム側で有している電話番号や住所等を用いて、電話・郵送・訪問等の確認があり得る。なお、住所情報等を取り扱う場合には、DV・虐待等被害者の保護の観点から、本人等であるDV・虐待等被害者の個人情報である避難先の住所等が加害者等に特定されないよう、直接本人に確認するなど十分ご留意いただきたい。

注2）自動応答不可の設定に当たり、以下①から③のうちの単位を指定するかにより中間サーバ上で自動応答不可となる範囲が変わるため、影響を見据えて単位を指定するよう留意いただきたい。

①特定個人情報単位（*）

- ・団体内の該当の特定個人情報が自動応答不可となる。
- ・マイナポータルの自己情報表示：該当の特定個人情報を見ようとする「該当情報なし」となる。

②データセット単位（*）

- ・団体内の該当のデータセットが自動応答不可となる。

²³ 「霞が関1丁目・・・」「霞が関一丁目・・・」のように町字の前方2文字である「霞が」までが一致するもの。

²⁴ 「1丁目1番1号」と「1-1-1」等、数字のみの比較で地番が一致するもの。

²⁵ 「ヤマサキ」「ヤマザキ」のように濁点等を除いた部分が一致するもの。

- ・マイナポータルの自己情報表示：マイナポータルでは他のデータセットも含めて「該当情報なし」となる。

*①と②は同じ状態となるため注意が必要である。(例：「療育手帳」について自動応答不可設定を行うと、「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」もマイナポータルで表示されない状態となる。)

③団体内統合宛名番号単位（個人単位）

- ・当該者に係る団体内の全ての情報（予防接種や手帳情報、税情報等）が自動応答不可となる。
- ・マイナポータルの自己情報表示：当該者に係るマイナポータル上の全ての自己情報表示で「該当情報なし」となる。

3-3-3 確認作業の期限

本確認作業は各紐付け実施機関において、各事務における業務の繁忙等にも留意しつつ、原則として本ガイドライン発出日から1年程度を目安に完了していただくことを推奨する。

3-3-4 特定個人情報保護評価

3-3-4-1 基本的な考え方

PIAの考え方については、基本的に各紐付け実施機関の個人番号利用事務の範囲内において、必要なデータの確認を行うものであり、本ガイドライン及び各制度所管省庁が示す留意事項等に基づき本確認作業を行う場合は、下記3-3-4-2及び3-3-4-5に示す場合等を除き、マイナンバー法第28条第1項の「重要な変更」に当たらないという整理が適用できる。そのため、新たにPIAを実施する必要は一般的にないが、その要否については既存のPIA評価書の記載内容に鑑み、各紐付け実施機関において、適切に判断いただきたい。

3-3-4-2 確認作業用元ファイルの作成における考え方

上記3-3-2 I) のシステムベンダーが行うマイナンバーを含むデータを抽出する作業は、特定個人情報を取り扱う業務となるため、既存のPIA評価書で特定個人情報を取り扱う業務を委託するものとして記載されている必要がある。このため、各業務システムの保守・運用を委託しているシステムベンダーとの契約の中に、特定個人情報を取り扱う業務が含まれていない場合、契約内容を変更するとともに、新たにマイナンバー法上の「委託」を実施することになる。当該委託を実施する場合には、マイナンバー法第11条の規定に基づき、委託先の監督を適切に行うことはもちろんのこと、「重要な変更」に該当するものとして、PIAの再実施が必要になることに注意していただきたい。

3-3-4-3 住基ネット一括照会における基本的な考え方

上記3-3-2 II) からV) の住基ネット一括照会におけるPIAの考え方については、既存の業務の範囲内の本人確認の一環として住基ネット照会を利用している場合には、基本的にPIA評価書の修正は必要ないと考えられる。

3-3-4-4 ツールの利用における基本的な考え方

デジタル庁から提供するツールの利用におけるPIAの考え方については、ツールに取り込むファイルは既存のPIA評価書に記載されている特定個人情報ファイルに含まれるものであり、特定個人情報をツール内に保持・管理する性質のものではないため、PIA評価書

の修正は必要ないと考えられる。

3-3-4-5 その他、留意いただきたいこと

- ・各紐付け実施機関において本確認作業の手法を検討する際は、PIA評価書の記載に反する特定個人情報ファイルの取扱いとならないよう、PIA評価書の記載を十分に確認すること。
- ・確認の手法によって、重要な変更にあたらない変更が生じ、PIA評価書を修正する必要がある場合は、速やかに必要な対応を行うこと。
- ・上記3-3-2 V)において、マイナンバーを含むデータの個人番号を含む本確認作業を委託する場合、上記3-3-4-2と同様にマイナンバー法上の「委託」を実施することになるため、「重要な変更」に該当するものとして、PIAの再実施が必要になること。

4 紐付け誤りが確認された際の対応

4-1 紐付け誤りの修正

紐付け誤りが確認された際は、速やかに修正や漏えい等の有無の確認を行う。具体的な対応フローは、「情報提供ネットワークシステム接続運用規程」²⁶ [3.7 異常時運用-3.7.1 異常事象発生時の基本的な対応事項、3.7.2 異常事象別の対応内容等-(1)情報連携等における異常時運用（業務エラー）-②中間サーバ等における内部番号と個人番号のひも付け誤り]]を参照すること。なお、具体的な対応の例としては以下のとおり。

- ① 「申請書等のマイナンバー+基本4情報」と「業務システムのマイナンバー+基本4情報」のマイナンバーが一致しない場合、業務システムのマイナンバーを修正する。修正したのち、修正後のマイナンバーで住基ネット照会又は住基システム照会を行い、業務システムの基本4情報を確認。一致する場合には、閲覧や情報連携の実施状況を確認の上、中間サーバのデータの削除・再登録をし、自動応答不可設定を解除する。
- ② 「申請書等のマイナンバー+基本4情報」と「業務システムのマイナンバー+基本4情報」のマイナンバーが一致し、マイナンバー以外の基本4情報が一致しない場合は一致するマイナンバーで住基ネット照会し、基本4情報を確認。申請書等の基本4情報が正しい場合は業務システムの基本4情報を修正の上、自動応答不可設定を解除する。
- ③ 「申請書等のマイナンバー+基本4情報」と「業務システムのマイナンバー+基本4情報」を突合した結果は一致するが、住基ネット又は住基システムとの情報が一致しない場合や、修正後のマイナンバーで住基ネット照会又は住基システム照会した結果と、業務システムの基本4情報を確認し、一致しない場合には、住基ネット又は住基システムの情報を含め、原因調査するため、制度所管省庁に連絡すること。

4-2 紐付け誤り事案の報告

紐付け誤りを確認した場合、紐付け実施機関は制度所管省庁に速やかに連絡し、制度所管省庁はデジタル庁に情報共有する。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第26条若しくは第68条又はマイナンバー法第29条の4で定める報告対象となる事態が生じた場合には、各紐付け

²⁶ 情報提供ネットワークシステム接続運用規程【第5.1版】（デジタルPMOに掲載）

実施機関から個人情報保護委員会に報告を行う²⁷。

また、確認した紐付け誤り事案については、各紐付け実施機関において公表の要否を判断する。

5 マイナンバー登録事務における実施体制

今般のマイナンバーの紐付け誤りの事案においては、紐付け実施機関におけるマイナンバー登録事務において、実施体制が適切に整備されていなかったものもあることから、複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残す等、紐付け実施機関において、個別業務担当部門とマイナンバー制度担当部門が連携しつつ、マイナンバー登録事務の実施体制を適切に確保すること。

また、マイナンバー登録事務の全部又は一部を委託する場合においては、マイナンバー法に基づき紐付け実施機関が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うこと。

再委託については、マイナンバー登録事務の「委託を受けた者」は、当該マイナンバー登録事務の委託をした者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができる。その際、紐付け実施機関は、委託するマイナンバー登録事務において取り扱うマイナンバーの適切な安全管理措置が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断すること。

6 副本登録

情報連携を行うためには、情報提供者側においてマイナンバーと個人情報の紐付けを行うことが必要であることから、マイナンバーを把握しているにも関わらず、個人情報と紐付けていない場合は、速やかに紐付けを行うこと。また、情報提供ネットワークシステムを用いて、保有する特定個人情報を迅速に情報照会者に提供するため、情報提供者は、あらかじめ中間サーバ等に共通指針や副本登録実施要領²⁸に準拠した情報を当該特定個人情報の副本データベースとして登録しておくこととする。また、情報提供者は、中間サーバ等の副本データベースについて、共通指針や基本ルール²⁹を踏まえ、提供する情報の更新周期等に応じて適切な頻度で更新を行う、業務データを手作業で編集して副本を作成する場合には作業手順及び作成したファイルを複数人で確認するなど、情報の正確性を確保することが必要である。

7 安全管理措置

マイナンバー登録事務に当たっては、当該事務で使用している業務システム等へのマイナンバーを登録する際などに、漏えい、滅失又は毀損の防止その他のマイナンバーの適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、紐付け実施機関において策定した情報セキュリティポリシー等や特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

²⁷ 個人情報保護委員会への報告の対象や手順等については、次のウェブサイトを参照。

・漏えい等報告（個人情報等）

(<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/>)

・漏えい等報告（マイナンバー）

(<https://www.ppc.go.jp/legal/rouei/>)

²⁸ 地方公共団体向け情報連携（試行運用）開始以降の副本登録実施要領【第 03.70 版】（デジタル PMO に掲載）

²⁹ 正本及び副本登録・更新に係る基本ルール【第 1.10 版】（デジタル PMO に掲載）

（行政機関等編）³⁰等を遵守し、適切な安全管理措置を講ずること。例えば、紐付け実施機関の個人情報の保護に関する取扱規程等に従い、複数人での確認や上長による最終確認等、人為的なミスに関する対策を適正に行うこと。また、システムベンダー等が関与する場合には、当該ベンダー等への必要かつ適切な監督を行うことや、外部記憶媒体を利用する場合などの人為的なミスによる漏えい事故の予防には十分に配慮するとともに、本確認作業の目的を達し、当該データを保有する必要がなくなった場合は、当該データをできるだけ速やかに廃棄又は削除することなどに留意すること。

8 改定

本ガイドラインについては、今後検討することとしているマイナンバー登録事務のデジタル化の進展等を踏まえて、必要に応じて、改定するものとする。

³⁰ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）【令和5年7月一部改正】
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2307_my_number_guideline_gyousei.pdf

【改定履歴】

令和5年10月5日 第1.0版 発出

令和5年12月18日 第1.1版 発出

- ・ 2－2：記載を修正
- ・ 2－3：注釈7を追加
- ・ 2－4：住基ネット照会方法の改修による修正
- ・ 2－6：通常業務における定期的なマイナンバーの確認の徹底の取組を行うため記載を修正
- ・ 6：記載を追加

令和6年5月22日 第2.0版 発出

- ・ 3：2－6の記載を3に変更
- ・ 3－2：本人の状況を確認する機会のある事務での確認の記載を修正
- ・ 3－3：本人の状況を確認する機会のない事務での確認を追記
- ・ 4：紐付け誤りが確認された際の対応等の記載を修正
- ・ 5：個別業務担当部門とマイナンバー制度担当部門の連携を追記
- ・ 6：副本登録時のデータ加工の際の留意事項を追記
- ・ 7：安全管理措置にシステムベンダーに委託する際の留意事項を追記
- ・ 別表：記載を追加

別表 マイナポータルで閲覧可能な情報に係る事務における本人の状況を確認する機会の有無

通し番号	マイナポータルで閲覧可能な情報に係る事務	確認の機会	
		有	無
1	世帯情報に係る事務		○
2	所得・個人住民税情報に係る事務		○
3	児童手当支給情報に係る事務	○	
4	介護保険資格・給付情報に係る事務	○	
5	障害支援区分認定情報に係る事務	○	
6	補装具費支給情報に係る事務	○	
7	自立支援医療（更生医療）支給情報に係る事務	○	
8	自立支援医療（育成医療）支給情報に係る事務	○	
9	自立支援医療（精神通院医療）支給情報に係る事務	○	
10	障害福祉サービス受給者証情報（療養介護給付情報・施設入所支援情報を含む。）に係る事務	○	
11	障害児通所支援給付情報に係る事務	○	
12	養育医療費の給付情報に係る事務		○
13	生活保護情報に係る事務		○※
14	児童扶養手当の支給情報に係る事務	○	
15	中国残留邦人等支援給付支給情報等に係る事務		○
16	ひとり親家庭への自立支援金給付情報に係る事務		○
17	母子生活支援保護情報に係る事務	○	
18	身体障害者手帳情報に係る事務		○
	精神障害者保健福祉手帳情報に係る事務	○	
	療育手帳情報に係る事務		○
19	ひとり親家庭への資金貸付情報に係る事務		○
20	小児慢性特定疾病医療費・障害児入所給付費支給情報（療育の給付関係）に係る事務		○
21	小児慢性特定疾病医療費・障害児入所給付費支給情報（障害児支援関係）に係る事務	○	
22	小児慢性特定疾病医療費助成の支給情報に係る事務	○	
23	障害児入所支援・措置情報（ひとり親支援関係等）に係る事務	○	
24	障害児入所支援・措置情報（障害児支援関係）に係る事務	○	
25	障害児入所支援・措置、生活援助情報（ひとり親支援関係等）に係る事務	○	
26	障害児入所支援・措置、生活援助情報（障害児支援関係）に係る事務	○	

27	特別児童扶養手当情報に係る事務	○	
28	特別支援学校への就学に必要な経費情報に係る事務	○	
29	学校病治療に係る医療費援助情報に係る事務		○
30	地方公務員災害等の給付情報等に係る事務		○
31	国民年金・被用者年金の給付・保険料徴収の情報等（受給者分）に係る事務		○※
32	国民年金・被用者年金の給付・保険料徴収の情報等（被保険者分）に係る事務		○※
33	障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当情報に係る事務	○	
34	雇用保険資格・給付情報等（本人）に係る事務		○※
35	雇用保険資格・給付情報等（事業主）に係る事務		○※
36	職業訓練受講給付金の給付情報に係る事務		○※
37	労働者災害補償給付情報に係る事務		○※
38	障害児入所支援・小児慢性特定疾病医療等情報（ひとり親支援関係等）に係る事務	○	
39	障害児入所支援・小児慢性特定疾病医療等情報（障害児支援関係）に係る事務	○	
40	妊娠届出情報に係る事務		○
41	難病患者に対する特定医療費の支給情報に係る事務	○	
42	予防接種情報に係る事務		○
43	妊産婦・乳児・幼児の健康診断情報に係る事務		○
44	自治体検診に関する情報（肺がん検診）に係る事務		○
45	自治体検診に関する情報（乳がん検診）に係る事務		○
46	自治体検診に関する情報（胃がん検診）に係る事務		○
47	自治体検診に関する情報（子宮頸がん検診）に係る事務		○
48	自治体検診に関する情報（大腸がん検診）に係る事務		○
49	自治体検診に関する情報（肝炎ウイルス検診）に係る事務		○
50	自治体検診に関する情報（骨粗鬆症検診）に係る事務		○
51	自治体検診に関する情報（歯周疾患検診）に係る事務		○
52	職業転換給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る）に関する情報に係る事務		○
53	医療保険情報（全国健康保険協会、健康保険組合、市町村国保、国保組合、後期高齢者医療広域連合関係）に係る事務		○※
	医療保険情報（地方公務員共済組合関係）に係る事務		○※
	医療保険情報（国家公務員共済組合関係）に係る事務		○※
	医療保険情報（日本私立学校振興・共済事業団関係）に係る事務		○※

54	共済年金に関する情報（地方公務員共済組合関係）に係る事務		○
	共済年金に関する情報（国家公務員共済組合関係）に係る事務		○
	共済年金に関する情報（日本私立学校振興・共済事業団関係）に係る事務		○※
55	公金受取口座情報に係る事務		○

※本人からマイナンバーと基本4情報を取得した上で、各業務システムへのデータ登録時に自動的に住基ネット照会を行うことなどにより、既に登録されているデータについてマイナンバーの正確性を確認しているため、「3-3 本人の状況を確認する機会のない事務での確認」による確認作業を実施しないこととして差し支えない。